

修繕請負契約約款

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

2 前項仕様書及び図面に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(現場代理人等)

第2条 乙は、現場代理人及び主任技術者又はそのいずれかを定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 現場代理人は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結の際業務工程表を作成し、甲に提出してその承諾を受けなければならない。

2 前項の業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再請負等の禁止)

第5条 乙は、修繕業務を他に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(修繕内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、修繕の内容を変更することができるものとする。この場合において請負金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間までに修繕を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第8条 修繕の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため

に必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害の発生に甲の責めに帰すべき事由がある場合は、その過失の範囲内で甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、修繕を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に修繕の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられた時は、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく修繕目的物を甲に引き渡さなければならない。

(請負金額の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続きに従って請負金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に、乙に請負金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第11条 乙の責に帰すべき事由により、履行期間までに修繕を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は違約金を付して修繕期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、請負代金額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(甲の解除権及び違約金)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に修繕を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第4条及び第5条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において甲に損害が生じた時は、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

第13条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除した場合において乙に損害が生じた時は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(かし担保)

第14条 乙は、第9条第5項の引渡の日から起算して2年間は、目的物のかきを甲の指定する期限までに補修するものとする。

2 甲は前項のかきの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、修繕の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(定めのない事項等)

第16条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、春日部市建設工事請負契約約款を準用し、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。